

医療的ケアが必要な障害児への支援について

現状

医療的ケアが必要な障害児について

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加
- しかし、医療的ケアが必要な障害児が利用できるサービスは限定

【医療的ケア児数(H27.5)】
 ・全国で約1.7万人と推計(厚生省研究班報告)
 ・人口比率より、都内では約1,600人と推計

児童福祉法の一部改正(平成28年5月)

【障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応】

- 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。
- 【施行期日】平成28年6月3日

都の取組

- 今後、医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む。

医療的ケア児の支援・29年度の取組

1 連携の促進

- 医療的ケア児支援関係機関連絡会【29年度新規】
 ⇒ 医療的ケア児を含む障害児への支援に関わる関係機関の連絡調整・意見交換の場の確保

2 在宅支援の充実

通所支援の対応力強化

早期療育支援(訪問支援)

レスパイト支援

- 障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業【29年度新規】
 ⇒ 障害児通所支援において、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師配置をモデル実施

- 重症心身障害児等在宅療育支援事業【29年度拡充】
 ⇒ 訪問事業(看護師による訪問支援の実施等)の対象拡大(在宅の医療的ケア児も対象化)

- 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業【29年度拡充】
 ⇒ 在宅の重症心身障害児(者)に加え、在宅の医療的ケア児を介護する家族等まで対象拡大

3 支援人材の育成

- 医療的ケア児等支援者育成研修【29年度新規】
 ⇒ 医療的ケア児の支援に関わる人材研修を実施し、地域での医療的ケア児への支援の裾野を拡大

全体イメージ

